

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
(いじめ防止対策推進法 第2条)

2. 本校の基本方針のポイント

上記の定義をもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「生きる力」の育成のために「大阪市立豊仁小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の3点をあげる。

① いじめを絶対に許さない学校の雰囲気づくりに関する取組

児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

さらに、教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

② 未然防止・早期発見のための取組

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめはないかとの疑いを持って、早い段階からの確にかかわりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

③ 家庭・地域連携

「学校基本方針」や「運営に関する計画」等について学校協議会を中心に地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校だよりなどを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受けとめることができるようにするため、学校と家庭・地域が組織的に連携・協働する体制を醸成する。

3. いじめの未然防止についての取組

<基本姿勢>

いじめは、どの児童にも起こりえる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

(1) 授業改善について（学力向上アクションプランをもとに）

① 学校規律の確立や配慮を要する児童への対応での重要ポイント

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

② 相互公開授業等「わかる授業」づくりの具体的な取組

国語科と算数科において、習熟度別少人数授業を実施する。そのためのクラス編成についてはレディネステストを行い、児童一人ひとりが「分かる授業」が受けられる体制を構築する。また、習熟度別少人数授業の終了時にはアンケートを実施し、さらに「分かる授業」の充実に努める。

また、相互公開授業を、全教員が1回以上取り組み、教職員相互の授業力向上をめざす。

③ 指導力向上に関する取組

校内の校務分掌の教務部、学力向上・研修部、生活指導部、健康教育部、人権教育推進委員会の各部、各係により指導力向上を推進している。例えば、年間研修計画の立案・計画、授業研究会の企画・運営、特別支援教育の個別指導計画作成、人権教育の計画・実施、教職員の校内研修の企画・運営など教育活動全般の指導力向上に取り組んでいる。

(2) 自己有用感を高めるために（児童会活動やキャリア教育の計画等から）

① キャリア教育の取組

6年間のキャリア教育として、策定したキャリア教育全体計画にもとづき、発達段階に応じたキャリア教育を学ぶことにより、自己有用感や自尊感情を高揚する。特に高学年では、社会科見学や校外学習、出前授業等を通して、様々な職業の歴史や「働くということ」の大切さを知り、将来の夢や目標をもつ。

② 児童会活動の取組

全学年縦割り班編成を行い、異学年の児童が年間を通して活動することで、相手の立場や気持ちを思いやる心を育てている。特に高学年はリーダーとして低学年や中学年と関わることにより、自己有用感を高めている。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気醸成

① 道徳教育や学級活動の充実を図る取組

「自分にはよいところがある」「友だちや先生とあいさつしている」「将来の夢や目標を持っている」「みんなで使うものを大切にしている」など道徳心や社会性の育成を図る。

具体的な取り組みとして、キャリア教育や児童会活動の充実をはじめ、学校の強調週間の目標を児童自らが考え、作り上げることで道徳教育や社会性の育成に努める。

② 命の大切さや互いを思いやることの大切さを実感することができる取組

学級活動やはじめの会、おわりの会などにおいて、友だちや自分の「いいところ見つけ」に取り組むことで、命の大切さや互いを思いやることの大切さを実感することができる気持ちを育ていじめのない仲間づくりを進めていく。

4. いじめの早期発見についての取組

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

① 児童観察の充実と情報の共有化

学期に1回、年間3回の定期的なアンケート調査と聞き取りを実施し、ささいな変化にも気づき、児童が訴えやすい雰囲気づくりに取り組む。保護者との懇談会を利用し、家庭と連携し児童を見守り、健やかな成長を支援する。

② アンケート調査の活用、教育相談の実施

アンケートから「いじめられた」「いじめたことがある」「いじめをみた」と記入した児童には、個別に聞き取りを実施し、いじめの実態把握に努める。また、早期対応できるいじめについては対処し、全教職員で見守る体制をとる。

③ いじめ対策委員会の設置

いじめ対策委員会は月に1回定期的に開催し、児童理解を深め、共通理解に努めるとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど専門機関からも指導助言を得る。

5. いじめの早期解決についての取組

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

① いじめ事案の報告体制・全教職員での問題解決体制

いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。児童や保護者からい

じめの相談や訴えがあった場合、真摯に傾聴する。その後管理職に報告、さらにいじめ対策委員会にも報告し、情報を共有化する。

② 被害児童の保護、加害児童の指導

いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている児童にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。

いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

③ いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることができなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

④ いじめの早期解決

いじめの解決とは、加害児童による被害児童に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害児童と加害児童をはじめとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進める。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

①<構成> 校長・教頭・教務主任・生活指導部長・養護教諭・各学年主任・特別支援学級担当代表。

②<役割> ・いじめに関する情報確認や、児童の問題行動に関わる情報の収集や記録、共有を行う。
・いじめの疑いに係る情報があった場合には緊急会議を開催し、迅速な情報の共有、関係児童への事情聴取、指導および支援の方針の決定、保護者との連携を行う。

③<年間計画>

【調査等】

◎児童生徒対象いじめアンケート調査 年3回（6月・10月・1月）

◎教育相談を通じた学級担任による児童生徒からの聞き取り調査

年3回（6月・10月・1月）

【いじめ対策委員会】

◎年10回（5月・6月・7月・9月・10月・11月・12月・1月・2月・3月）

【研修会】

◎人権教育研修会（年1回）

◎生活指導研修会（年2回）

（2）保護者や地域・関連機関との連携

① 情報発信・啓発

ホームページや学校だよりなどで、学校教育の人権教育やいじめのことなど情報発信を積極的に推進する。

② 学校協議会

学校協議会でいじめについて取り組みの報告をし、地域連携を深める。

（3）取組内容の検証

① 「運営に関する計画」との関連

「運営に関する計画」の道徳心・社会性の育成といじめ問題の取り組みは密接な関係にある。

「運営に関する計画」の中間評価、最終評価でいじめ問題も検証する。

② 未然防止の推進・再発防止に関しての取組

児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりに取り組む。児童に集団の一員としての自覚や自信が育まれることにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土を児童自らが作り出していくよう努める。

7. 重大事案への対処

① 重大事案の発生と調査

重大事案とは

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。児童が一定期間、連続して欠席しているような場合、学校の設置者または学校の判断により、迅速に調査を行う。

また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校の判断の如何に問わず、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

② 重大事案の報告

重大事案が発生した場合、大阪市教育委員会に事案発生について報告する。

③ 調査の趣旨および調査主体

調査の趣旨は、重大事案に対処するとともに、同種の事案の発生の防止に資するために行う

ものである。学校は、重大事案が発生した場合には、直ちに大阪市教育委員会に報告し、大阪市教育委員会はその事案の調査を行う主体や、どのような調査組織にするかについて判断する。

④ 調査を行うための組織

大阪市教育委員会または学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、その下に組織を設置する。

⑤ 事実関係を明確にするための調査の実施

いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに、調査する。

⑥ 調査結果の提供および報告

大阪市教育委員会または学校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係(いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか)について、いじめを受けた児童やその保護者に対して報告する。

⑦ 調査結果の報告

調査結果については、当該地方公共団体の長に、報告する。

※ いじめ発見の際の流れ



